

請願・陳情参考資料

令和3年3月2日
子育て・人財局

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況																								
3年－9号 (3. 2. 26)	子育て・人財	保育士の全面パート化につながる短時間勤務保育士の活用促進ではなく、保育所職員の配置基準改善、処遇向上のための必要な措置を求める意見書の提出について 鳥取の保育を考える会 会長 石井 由加利	<p>【現 状】</p> <p>1 国は「新子育て安心プラン」（令和2年12月策定）において、潜在保育士の保育現場への再就職を促進する観点から、各年4月1日時点に待機児童が存在する市町村について、各クラスに常勤保育士1名配置の必須要件を緩和し、2名の短時間保育士の配置で可とされたが、本県においては、毎年4月1日時点の待機児童数は平成18年以降15年連続ゼロを達成しているところであり、年度中途の10月1日時点の待機児童は発生しているものの、ここ数年は減少傾向にある。 また、本県独自の低年齢児加配補助事業における加配保育士の正規職員単価選択施設数割合も年々上昇傾向にあり、保育士の正規職員化にも着実に繋がっている。 【待機児童数】 R2. 10. 1 時点：24人 R1. 10. 1 時点：83人 H30. 10. 1 時点：103人</p> <p>2 保育の質の向上に資する保育士の配置基準の改善については、国の子ども・子育て支援新制度における「質の向上」の中に、3歳児、1歳児及び4・5歳児の改善が盛り込まれているが、現在、3歳児のみが公定価格に組み込まれており、1歳児及び4・5歳児については、国による配置基準の改善には至っていない。</p> <p>3 保育士・保育教諭の処遇改善については、子ども・子育て支援新制度開始前に比べ、国において保育士（民間）全職員については、約8%の処遇改善が行われたほか、技能・経験に応じて最大4万円の処遇改善が行われている。</p> <p>【県内保育士の処遇の状況】</p> <table border="1" data-bbox="981 991 2013 1158"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">令和元年</th> <th colspan="2">平成26年</th> </tr> <tr> <th>年齢（勤続年数）</th> <th>年間給与額</th> <th>年齢（勤続年数）</th> <th>年間給与額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保 育 士</td> <td>34.9歳（9.7年）</td> <td>362万円</td> <td>33.6歳（7.4年）</td> <td>286万円</td> </tr> <tr> <td>全職種平均</td> <td>43.2歳（12.1年）</td> <td>388万円</td> <td>41.7歳（11.8年）</td> <td>387万円</td> </tr> <tr> <td>差 引</td> <td>△8.3歳（△2.4年）</td> <td>△26万円</td> <td>△8.1歳（△4.4年）</td> <td>△101万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※年間給与額は、「決まって支給する現金給与額」に12を乗じ、「年間給与その他の特別賞与額」を加えたもの。（出典：賃金構造基本統計調査（厚生労働省））</p> <p>【県の取組状況】</p> <p>1 保育士の配置基準のうち4・5歳児の配置基準改善については、保育関係団体からも継続して要望をいただいているところであるが、保育の実施主体は市町村であ</p>		令和元年		平成26年		年齢（勤続年数）	年間給与額	年齢（勤続年数）	年間給与額	保 育 士	34.9歳（9.7年）	362万円	33.6歳（7.4年）	286万円	全職種平均	43.2歳（12.1年）	388万円	41.7歳（11.8年）	387万円	差 引	△8.3歳（△2.4年）	△26万円	△8.1歳（△4.4年）	△101万円
	令和元年		平成26年																								
	年齢（勤続年数）	年間給与額	年齢（勤続年数）	年間給与額																							
保 育 士	34.9歳（9.7年）	362万円	33.6歳（7.4年）	286万円																							
全職種平均	43.2歳（12.1年）	388万円	41.7歳（11.8年）	387万円																							
差 引	△8.3歳（△2.4年）	△26万円	△8.1歳（△4.4年）	△101万円																							

			<p>り、現時点では市町村の理解が得られていない。なお、国制度において4・5歳児の保育士配置基準改善を実行するよう、令和2年11月に国に要望を行った。</p> <p>2 保育士・保育教諭の処遇改善については、県では従来から、市町村と協力して低年齢児（1歳児）加配（6：1→4.5：1）や障がい児加配等の県単独加配の補助事業を実施しているが、定期的に単価引き上げを行い、各園で加配保育士も含めて処遇改善が実施できるよう予算措置をしている。また、低年齢児加配補助事業においては、施設全体での配置基準上必要な保育士数以上の正規職員を配置することを補助要件としており、配置職員の正規職員化への誘導を促している。</p> <p>なお、保育士の処遇について更なる改善を実施するよう、保育士配置基準改善と同様に令和2年11月に国に要望を行った。</p> <p>3 保育士の配置基準改善と更なる処遇改善については、保育現場や保育の主体である市町村の意見を十分に踏まえて、県としての方向性を検討していきたい。</p>
--	--	--	---